

徳島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、美馬市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があった。

令和六年七月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
穴吹農村環境改善センター一階 多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地